

「新しい旅のスタイル・働き方を主とした観光事業」マーケティング調査業務委託 企画提案競技 実施要項

1. 企画提案の目的

当業務は埼玉県内の宿泊者数ならびに観光消費額の増加を目的とした、「新しい旅のスタイル・働き方」に対応した観光戦略を策定するための市場調査である。

令和元年度から令和3年度に実施した「秩父の酒」を核とした宿泊観光客拡大プロジェクトにおけるマーケティング調査で、酒好きの層に酒を満喫するプランを用意することで有効なプロモーションが実施できることが明らかになったことを踏まえ、令和4年度からはテレワークの浸透やワーケーションの普及などの「新しい旅のスタイル・働き方」による宿泊に関する新たなニーズが見られる状況を加味し、より効果的な宿泊者数・観光消費額増加を目指す取り組みの全県展開を目指したマーケティング調査を実施することとなった。

今回は、戦略を策定するための素材となるデータ収集にあたり、モデルコース・滞在プランの作成や、認知向上のためのウェブページ制作等、マーケティング調査に係る専門的知見を有し、当該業務を効果的かつ効率的に行う者を選定することを目的とした企画提案競技を実施する。

2. 募集概要

(1) 業務名

「新しい旅のスタイル・働き方を主とした観光事業」マーケティング調査業務

(2) 業務内容

別紙「『新しい旅のスタイル・働き方を主とした観光事業』マーケティング調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

(3) 業務期間

契約日から令和6年3月29日（金）まで

(4) 委託上限額

630万円（消費税及び地方消費税込み）

3. 参加資格・条件

企画提案に参加する者は、別紙1「企画提案参加意向届」を提出した者で、次の項目をすべて満たす者とする。

- (1) マーケティング調査（コンサルティング含む）について十分な能力及び体制を有していること。
- (2) 次のア～オのいずれかに該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
 - イ 埼玉県から指名停止措置、入札参加停止措置を受けている者。
 - ウ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者。
 - エ 会社更生法（平成4年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者。
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成4年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者。埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（令和4年4月1日）に基づく入札参加除外措置を受けている者。

4. 応募方法

下記書類①～④をPDFデータで提出すること。PDFデータにできないものについては、各8部を「5. 提出期限及び提出先」にある宛先へ提出期限内に郵送すること。

- | |
|--|
| ① 会社概要
② 過去の実績一覧（参考資料がある場合は提出可）
③ 企画提案書
④ 見積書 |
|--|

様式は任意としますが、サイズはA4版でお願いします。

なお、参加される場合は、別紙1「企画提案参加意向届」を令和5年6月28日（水）17時までに電子メール（saitamadmo@saitamadmo.org）で提出してください。

※埼玉県物産観光協会（以下、「協会」という。）が受領後、受領確認の電子メールを差し上げます。令和5年6月29日（木）までに確認の電子メールがない場合は、6月30日（金）の10時までに協会（048-647-0500）へお電話ください。

5. 提出期限及び提出先

（1）企画書提出期限：令和5年7月7日（金）正午必着 ※PDFデータで提出すること

（2）企画書提出先：一般社団法人埼玉県物産観光協会 DMO運営課

メールアドレス： saitamadmo@saitamadmo.org

※PDFデータにできないものは、以下の宛先へ郵送してください。

〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル5階

6. 提案書について

（1）企画提案書には、仕様書の内容をふまえ、以下の内容を必ず記載すること。

なお、A4版20ページ以内とする。

ア 仕様書「4 業務内容」の実施内容

仕様書の「5 必須事項」を満たす形で、「9 参考情報」をふまえて、目的に対する仮説を立て、その内容を記載すること。

※委託先決定後、実際の市場調査の調査票及び実施計画については、協会と協議した上で作成する。

イ 業務執行体制及び管理体制（各担当者のスキルや実績、常勤・非常勤の区別も含む）

ウ 業務実施スケジュール表

エ その他、独自追加提案、必要と思われる事項

（2）提案書の作成に際しては、「委託仕様書の内容を具体化したもの」「独自で追加提案するもの」の区別が明確に判別できるようにすること。なお、独自提案した内容は原則として実施するものとして提案すること（ただし、委託契約後に協会と協議の上変更することができる）。

7. 見積書について

仕様書「4 業務内容」の実施に係る見積書を提出すること（押印不要）。

なお、見積額は「2. 募集概要」（4）の委託上限額以内とする。

※上限金額を超えての提案は失格となります

※必要な経費の内訳を記載すること

8. 過去のマーケティング調査の実績一覧

3(1)を証明するために作成実績一覧等を提出すること。なお、一覧のうち、提供可能な実績を証明する書類（契約書、完了検査結果通知等の写し）を併せて提出すること。

9. 事業者の選考方法

当該実施要項に基づき提出された企画提案書については、委託者により「11. 選定にあたっての審査基準」に基づいて内容の審査を行い、マーケティング調査能力、見積価格等を総合的に審査して最優秀提案者を契約先候補者に選定する。ただし、応募者多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち、書類審査を実施し、5者程度を選定することとする。その場合は、プレゼンテーションの可否について、企画提案書を提出した事業者に対し、令和5年7月10日（月）までに連絡する。

選考の経緯、内容についての問合せには応じず、また、選考結果に対する異議申立は受け付けない。

10. プレゼンテーション審査の実施概要

- (1) 日時：令和5年7月13日（木）午後を予定（時間は後日連絡）
- (2) 場所：埼玉県物産観光協会 会議室
- (3) 持ち時間：30分（説明20分以内、質疑応答10分以内）
- (4) 参加人数：1社につき2名までとする。
- (5) 内定通知：審査会終了後7日以内に通知します。
- (6) その他：プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容とし、実務の担当者が行うこと。
その際、当協会が用意するモニターを使用することができる。

11. 選定にあたっての審査基準

主に、以下(1)～(6)に対して評価を行う。

- (1) 仕様書を的確にふまえ、明確かつ具体的に提案されているか。
- (2) 目的や参考情報を的確に捉え、仮説を立てているか。
- (3) 仮説の検証方法は有効な内容か。
- (4) 調査業務の実施計画は、現実的で有効なものか。
- (5) 業務実施体制が整っており、適切で柔軟な対応ができるか。
- (6) 提案内容に対して、妥当な経費が提示されているか。経費の内訳が適切か。

12. 質問について

質問がある場合は、令和5年6月23日（金）15時までに別紙2「質問書」に記入の上、メール（saitamadmo@saitamadmo.org）で送付すること。質問があった事項及び回答については、6月26日（月）に埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」（<https://chocotabi-saitama.jp/>）にて掲載する。

13. 契約の締結

審査により最優秀提案者と判断された者と協議の上、契約を締結する。

なお、契約候補者と協議が整わない場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。

14. 契約保証金

埼玉県物産観光協会財務規則第69条により、契約金額の100分の1以上とする。ただし、契約の履行が確実と認められるときには免除とする。

15. その他の留意点

- (1) 提出された書類は返却しないものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は参加者の負担とする。
- (3) 提出期限に遅れた場合は失格とする。
- (4) 企画提案に係る不正や著作権侵害など、法律に違反する行為が判明した場合には失格とする。
また、受託事業者として決定した後、不正等が判明した場合には決定を取り消すこととする。
- (5) 企画提案書等の提出は、1提案者につき1提案に限る。
- (6) 本業務の実施に当たっては、協会と十分に協議を行いながら進めることとする。
- (7) 委託業務により作成された成果品及びイラスト、撮影された写真等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は協会に帰属する。ただし、受託者が所有する写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りではない。受託者が所有する写真・イラスト等を、協会が、成果品以外に使用する際には、受託者と協議・許諾等を要するものとする。
- (8) 提出された提案書等は、埼玉県情報公開条例に基づき情報公開の対象になる場合がある。
- (9) 企画提案競技の停止、中止及び取り消し
令和5年度歳入歳出予算の当該金額に減額等があったとき、緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用を発注者に請求することはできない。

一般社団法人 埼玉県物産観光協会
DMO運営課（担当：石川、三浦）
電話：048-647-0500
E-mail：saitamadmo@saitamadmo.org